

臨時開催決定

刈払機取扱い作業者安全衛生教育のご案内

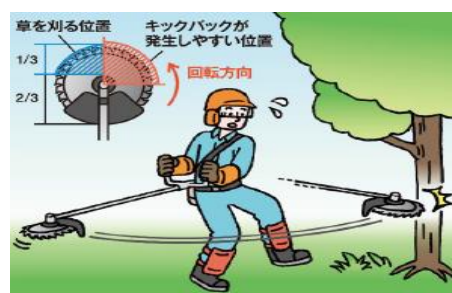
刈払機は林業だけではなく、造園業、建設工事、土木工事など幅広い分野で使用されています。

刈払機の使用において、転倒による事故と、刈刃は非常に高速で回転するため、刈刃の跳ね返り等による作業中の事故が多く発生しています。

労働安全衛生法では、刈払機を操作する際の資格として「事業者が労働者に刈払機を使用させる際は刈払機取扱い作業者の安全衛生教育を受講させること」と規定されています。

開催日 令和7年10月24日（金）

場 所 キャタピラー教習所(株) 埼玉教習センター



受講概要

- 受講料／13,000円（テキスト代、税込）
- 受講対象／満18歳以上
- ネット又は電話でお申込み下さい。

埼玉労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所(株) 埼玉教習センター

〒366-0032

埼玉県深谷市幡羅町1-11-3

お問い合わせ先

T E L : 048-572-1177

F A X : 048-572-1990